

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則を次のように定める。

令和5年4月11日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第21号

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則

新潟市人事委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の保有個人情報に係る取扱いの例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（新潟市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 新潟市個人情報保護条例施行規則（平成19年新潟市人事委員会規則第6号）は、廃止する。